

明日のため むだにしないで その一票

◆投票場所

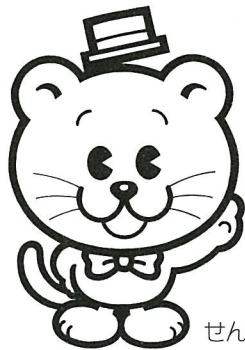
投票区	投票所
日吉第1 (篠本1区、2区、3区)	篠本2区 公民館
日吉第2 (新井、宝米、二又)	宝米公民館
南条第1 (小川台、台、小田部、母子)	小田部青年館
南条第2 (傍示戸、富下、虫生、芝崎)	そうさ農協 南条支所
東陽第1 (橋場、桑郷、西高野、古屋)	光町役場
東陽第2 (谷中、宮内、入)	入区民館
東陽第3 (作間内、篠原、原方)	篠原青年館
白浜第1 (五ノ神、長塚、木戸、辻、関)	そうさ農協 白浜支所
白浜第2 (尾垂5区、6区、白磯)	尾垂青年館

不在者投票
投票時間
 午前7時～午後8時

期間 6月13日(火)～24日(土)
 (最高裁判所裁判官国民審査は6月18日(日)～24日(土))

時間 午前8時30分～午後8時
 場所 役場1階会議室

問合せ 選挙管理委員会 ☎043-223-2641 内線2111



せんきよ君

衆議院議員選挙の投票日(予定)です

(変更があった場合は、改めてお知らせします)

6月25日(日)は

事業者は地域の皆さんに 事前説明が必要です

千葉県が「土砂等の埋立て等に関する指導指針」を制定しました

町と県では「残土条例」を定めて有害物質を含んだ土砂などの埋立てによる土壌・地下水の汚染防止や、埋立てによる土砂崩れなどの災害防止に取り組んでいます。

埋立てる面積が3000㎡以上の場合、残土の埋立てに伴う住民不安を解消するため、千葉県では「土砂等の埋立て等に関する指導指針」を制定し、6月1日から施行となりました。

この指導指針では、土砂等の埋立てを行う事業者は県条例に基づき許可申請を県に提出する前に、

●地域住民に対して計画の概要や環境保全上の留意点の説明会を開催する

●町へ計画概要や地域住民への説明会の実施状況等を説明するなどを行うことが必要となります。

このほか、事業者は町長や地域住民の代表者から、環境保全のために守らなければならない事項について協定を結ぶ申し出があった場合には、協定の締結に努めなければなりません。

なお、許可申請にあたっては、説明会などの実施状況報告書を添付することとなります。

◎問合せ先

千葉県環境生活部産業廃棄物課残土規制班
 ☎043(223)2641